

社会的距離の確保が強化されます。

2021年12月18日(土)~2022年1月2日(日)

私的な集まりに対する規制(全国一律に4人まで)、
運営時間の制限(21時、22時までの制限)、日常生活の行動領域での距離確保を強化

□ 重要事項

○ 私的な集まりの人数を縮小：全国一律に4人まで可能

- 未接種者は、接種完了者などとの同伴利用は不可（単独での利用のみ可能）
- 但し、同居家族、トルボミ(児童、老人、障害者など)の既存の例外範囲は引き続き維持

○ 運営時間は21時までに制限（1グループ*、2グループ**）

*1グループ：遊興施設、

**2グループ：食堂、カフェ、カラオケ、入浴業、屋内体育施設など

- 3グループ***とその他一部の施設は22時までに制限

***塾、映画館、公演場、PCルーム、読書室などや、その他一部の施設(競馬場、キッズカフェ、按摩店など)

○ 行事・集会：大規模な行事・集会の防疫規則の強化

- 49人までは接種者、未接種者の区分なく可能
- 50人以上の場合は接種完了者などで構成し、299人まで可能

○ その他の日常生活の行動領域

- 学校、事業場、公共機関など、日常生活の行動領域の距離確保を強化

● 学校：密接度を2/3の水準に調整

地域別の感染状況などを考慮し、地域別、学校別に柔軟な調整が可能

小学校の密接度は5/6、中・高等学校の密接度は2/3（12月20日から適用）

● 事業場：在宅勤務の活性化、フレックスタイム制の積極的な活用など、事業場内での密接度の緩和

● 公共機関：対面による行事の延期またはキャンセル、距離確保の強化による集まりや会食の自制など、公職の綱紀(公職として守るべき規則)を遵守

<この翻訳はタヌリコールセンター1577-1366が担当しました。>